

4. 素材生産及び林産物の販売の状況（平成17年～平成27年）

単位 経営体数：経営体
素材生産量：m³

区分 年次	素 材 生 産								林 産 物 の 販 売							
	計		保有山林の素材生産量		受託もしくは立木買いによる素材生産量				林業経営体数 総	販売なし	販 売 し た 経 営 体					
	実経営体数	素材生産量	経営体数	素材生産量	経営体数	素材生産量	うち、立木買い				実経営体数	用 材		ほだ木用 原木	特用林産物	
							経営体数	素材生産量				立 木	材 材			
十和田市																
平成17年	23	131,146	10	4,938	14	126,208	10	47,016	331	313	18	9	10	1	1	
平成22年	27	129,906	19	23,092	9	106,814	6	60,395	253	214	39	26	14	1	2	
平成27年	17	188,440	5	1,368	14	187,072	11	137,944	192	150	42	32	9	2	2	
旧十和田市																
平成17年	13	81,769	6	2,008	8	79,761	5	22,161	224	212	12	7	6	1	1	
平成22年	16	78,437+X	13	7,047+X	4	71,390	2	34,714	173	146	27	17	9	-	1	
平成27年	11	X	3	X	8	62,857+X	6	29,995+X	133	107	26	20	7	1	-	
旧十和田湖町																
平成17年	10	49,377	4	2,930	6	46,447	5	24,855	107	101	6	2	4	-	-	
平成22年	11	35,424+X	6	X	5	35,424	4	25,681	80	68	12	9	5	1	1	
平成27年	6	X	2	X	6	50,684	5	38,559	59	43	16	12	2	1	2	

(注) ①旧十和田市、旧十和田湖町の数値は、それぞれ旧十和田市区域、旧十和田湖町区域のもの。

②林業経営体とは、林産物の生産を行うか又は委託を受けて林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）をいう。

③保有山林とは、世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。

④素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。

⑤立木買いとは、立木を購入し、伐採して素材のまま販売することをいう。

⑥用材とは、樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、土木用材、農用材等に使用される材をいう。

⑦ほだ木用原木とは、保有山林からの素材を、しいたけ、なめこ等のほだ木用の原木として販売したものをいう。

⑧特用林産物とは、保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、山菜、たけのこ、きのこ（天然性）等をいう。
なお、栽培きのこ類、林業用苗木は含まない。

⑨「X」は、調査客体の情報保護の観点から、経営内容が類推できないように表示したもの。